

平成 20 年第 4 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 20 年 5 月 26 日第 4 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤 文 一 局長補佐 藤谷 博之
議事調査係長 佐藤 正之 主 査 佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	副市長	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
選挙管理委員会委員長	須藤 顯	総務部長	佐藤 好文
市民部長	齋藤 隆一	健康福祉部長	笹森 和雄
産業部長	伊藤 賢二	建設部長	佐々木 秀明
教育次長	小柳 伸光	ガス水道局長	須田 登美雄
消防長	中津 博行	総務部総務課長	森 鉄也
財政課長	佐藤 家一	税務課長	齋藤 利秀
選挙管理委員会事務局長	須田 一治	教育委員会総務課長	阿部 均

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成20年5月26日(月曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第63号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の直接請求に係る意見陳述の日時等について
- 第4 議案第62号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第6号)
- 第5 議案第63号 にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第64号 仁賀保統合中学校体育館・武道場建築工事請負契約の締結について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成 20 年第 4 回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりでございます。

また、本日は、選挙管理委員会の須藤選挙管理委員長の出席をいただいておりますので、御報告します。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、13 番菊地衛議員、14 番佐々木清勝議員を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7 番佐々木正明君）登壇】

議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。

去る 5 月 19 日 10 時から及び本日の 9 時から議会運営委員会を開催して、本日の臨時会の日程を検討いたしました。

本臨時会は本日 1 日限りと決定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日 1 日間と決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 1 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 63 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の直接請求に係る意見陳述の日時等についてを議題とします。

本案は、地方自治法第 74 条第 1 項の規定に基づき請求され、市長は同条第 3 項の規定により議会に付議されましたので、同条第 4 項及び同法施行令第 98 条の 2 の規定において、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないとし、その日時、場所等を定め、条例制定請求者代表に通知するとともに、告示及び公表しなければならないとされております。よって、本日 5 月 26 日午前 10 時開会の本会議において、条例制定請求代表者から意見を述べていただくこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、本日 5 月 26 日午前 10 時開会の本会議において、条例制定代表者から、ただいま決定したとおり、この後、意見を述べていただくこととし、その旨を条例制定請求代表者に通知するとともに、告示及び公表することといたします。

ただいま決しました意見陳述の日時等の告示手続等のため、しばらく休憩します。

午前 10 時 06 分 休 憩

午前 10 時 19 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま告示手続の諸手続がすべて完了したことを確認いたしましたので、会議を再開いたします。

日程第 4、議案第 62 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 6 号）から、日程第 6、議案第 64 号仁賀保統合中学校体育館・武道場建築工事請負契約の締結についてまでの 3 件を一括議題とします。朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） 皆さん、おはようございます。臨時会に御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、提案しております議案の要旨について御説明をいたします。

議案第 62 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 6 号）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成 20 年 4 月 30 日に公布され、同日施行されたことに伴い、にかほ市税条例の一部を改正する必要性があり、専決処分をしたものでございます。

次に、議案第 63 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

本案は、平成 20 年 5 月 16 日、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例改正請求が代表者国松東一郎氏よりなされ、これを受理したもので、同条第 3 項の規定に基づき、意見を付して提案するものでございます。

市議会議員の報酬額につきましては、合併協議会における協議の経緯などを踏まえ、県内の類似団体を参考にして 3 月定例議会に議員報酬等を改正する条例改正案を提案したところ、議会においては、引き上げ幅を圧縮する修正案を可決されております。修正案の可決は、市の財政運営への影響や市民感情などに配慮した議会の判断であったものと理解をしております。

私は、市議会議員の報酬額については、合併により活動範囲が広がったこと、より深い議員活動が求められるようになっていることなどから、類似団体相当額の報酬額は妥当なものと考えておりますが、このたび、市議会議員の報酬額について、現行条例改正前の報酬月額に改める条例改正請求が出されたことから、多くの市民の皆さんの声を真摯に受けとめているところでございます。議会におかれましては、再度慎重に御審議の上、判断いただきますようお願いいたします。

次に、議案第 64 号仁賀保統合中学校体育館・武道場建築工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、仁賀保統合中学校体育館・武道場建築工事であります。契約の方法は指名競争入

札によるもので、仙台市の東洋・三共特定建設工事共同企業体と6億5,100万円で契約を締結しようとするものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については、担当部課長等が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。

議案第62号及び議案第63号について、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、議案第62号の専決処分いたしましたにかほ市税条例の改正について御説明いたします。配付しております資料1をごらんください。

初めに、条例第23条、第31条第2項及び第3項の改正については、法人市民税の均等割の部分であります。これは、国の公益法人制度の改革により、現在は法人設立等の主務官庁制の許可主義により、一体で法人の設立と公益性の判断をしていたものを、法人の設立と公益性の判断を分離する内容としております。公益性の認定については、明確な基準を設けたことによるものでございます。税条例においては、具体的には国等の公益認定の基準を満たす公益社団法人、公益財団法人及び譲与金の分配ができない一般社団法人、一般財団法人については最低税率を適用する。博物館の設置もしくは学術の研究を目的とする公益社団法人または公益財団法人が収益事業を行わない場合は非課税とする。人格のない社団等で収益事業を行わないものについては非課税とする。人格のない社団等及び公益法人等で資本金の額または出資金の額を有しない法人については、均等割を課す場合には最低税率を適用する。以上が主な内容であります。

次に、固定資産税の関係であります。附則10条の2の改正については、地方税法附則の改正によるものであり、主な内容としては、新築住宅における固定資産税の減額措置の適用が2年間延長されました。また、附則10条の2、第7項については新たに追加されたもので、熱損失防止改修、いわゆる省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税についての減額であります。条件等については、

平成20年1月1日に存していた住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修の工事を行ったもので、賃貸住宅を省くものについて、改修工事が完了した年の翌年度分に限り当該住宅に係る固定資産税の税額1戸当たり120平米相当分までに限り3分の1を減額する。減額を受けようとする納税義務者は、改修後、省エネ基準に適合する旨の証明書を添付し、3ヵ月以内に市に申告しなければならない。以上が主な内容であります。

最後に、附則20条の改正については、いわゆるベンチャー企業への投資額を所得税法において1,000万円を限度として寄附金控除が適用されることに伴い、個人住民税について当該株式にかかわる譲渡所得等の2分の1の課税の特例を廃止したものであります。なお、本市では該当はございません。

以上が今回専決いたしました税条例の改正内容となっております。地方税法等の一部を改正する法律の公布日とあわせて、4月30日から施行しております。

次に、議案第63号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

本案は、本年3月25日にかほ市象潟町字二丁目塩越37番地の国松東一郎氏より、3月定例議会

において修正可決された、にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例による議員の報酬月額について、現行条例改正前の報酬月額に改める条例改正請求のための代表者証明書の交付申請があり、同月 26 日に証明書の発行を行いました。

その後、署名活動が行われ、去る 5 月 16 日に地方自治法第 74 条第 5 項の規定により、平成 20 年 3 月 2 日付で告示された選挙権を有する者の総数 50 分の 1、474 人を超えた 4,061 人の有効署名をもって同代表者から同条第 1 項の規定に基づき条例改正の請求があり、これを受理したので、同条第 3 項の規定に基づき、市長の意見を付して提案するものでございます。よろしく御審議のほどお願いします。以上でございます。

議長(竹内睦夫君) 同じく議案第 63 号について、選挙管理委員会委員長の補足説明を求めます。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長(須藤顯君) 議案第 63 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定に関する直接請求に係る経過を説明いたします。

去る 4 月 21 日に請求代表者の国松東一郎氏より選挙管理委員会に対しまして、にかほ市条例改正請求の署名簿が提出されまして、選挙人名簿に登録されたものであることの証明を求められました。選挙管理委員会では、4 月 21 日の署名簿の提出を受けまして、形式的な審査を行いまして、署名簿を受領し、受領証を発行いたしました。

翌 4 月 22 日から実質的な審査を開始いたしまして、5 月 7 日で審査を終了しております。

翌 5 月 8 日に選挙管理委員会を開催いたしまして、署名有効の決定を行い、署名総数、有効署名総数を告示・公表いたしました。で、ただいまもお話ありましたように、その結果、皆さん御承知のとおり、署名総数 5,976、うち有効署名総数 4,061 となっております。

5 月 8 日の署名効力の決定を受けて、5 月 9 日から 15 日までの 7 日間、署名簿の縦覧を行いました。縦覧期間中に 1 人の異議の申し出もなく、7 日間の縦覧期間が終了いたしました。

翌 5 月 16 日にさらに選挙管理委員会を開催いたしまして、有効署名総数の決定をいたしまして、それを告示し、署名審査録を作成しまして、同日、請求代表者の国松東一郎氏に署名簿を返付いたしました。以上であります。

議長(竹内睦夫君) 次に、議案第 64 号についての補足説明を教育次長。教育次長。

教育次長(小柳伸光君) それでは、議案第 64 号仁賀保統合中学校体育館・武道場建築工事請負契約の締結についての補足説明をいたします。

このたびの仁賀保統合中学校体育館・武道場建築につきましては、大規模な工事で、技術的難度が高い工事でございます。工事期間も限定されておりまして、かつ工期も短いということで、また、現場が校舎内ございまして、安全管理に徹しなければいけないことなどを念頭に、業者の選定や指名方法につきまして指名審査会で検討いたしました。

その結果、競争性と透明性を確保しながら、地元業者社が少しでもかわりができるように考慮しまして、実績のある総合評定値 1,200 点以上の大手業者と地元業者 5 社との JV、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札としたところでしたが、指名審査調整会議の了承を得まして公募をしたところ、東洋・三共特定建設工事共同企業体のほか 4 社の応募がございました。

21日に入札会を行いました。東洋・三共特定JVが6億5,100万円で落札いたしましたものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから、議案第63号について、地方自治法第74条第4項及び同法施行令第98条の2、第1項の規定により条例制定請求代表者から意見を述べていただきます。

暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【条例制定請求代表者（国松東一郎君）着席】

議長（竹内睦夫君） ただいま代表者の国松東一郎さんに議場にお入りいただきましたので、意見陳述をお願いいたします。

なお、傍聴されている皆様にあらかじめ申し上げます。傍聴人は傍聴規則により、拍手をしたり発言をする、あるいはその他議事の進行に妨げが認められるようなことは厳に戒められておりますので、静粛に保たれるようお願いいたします。

なお、去る3月21日、第2回の臨時会の席においては、遺憾ながら退場者まで出しておりますので、そのようなことのないようにひとつよろしく御協力をお願いいたします。

それでは、国松東一郎さんから御意見を述べていただきます。

【条例制定請求代表者（国松東一郎君）登壇】

条例制定請求代表者（国松東一郎君） 地方自治法によってこういう会が開かれたと、いいながら、こうした機会をつくっていただいた点につきまして、御迷惑をかけた点、厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、なぜ私がこのような立場に立ったのかといいますと、目が不自由な私は、女房に毎日の新聞を読んでもらって、耳に入れているんですが、諸物価が上がる中に、今、それに逆らうように上げていいのかどうか。しかも、4割台という私たちの予想もつかない — 40%ではなくて4%ぐらいならどうか許してもよかったんですが、4割という不当な引き上げに対しては怒りさえ覚えました。これから順を追いまして、大体内容によりまして四つの段階を踏んで納得いただけるように、これからお願いしながら話を続けていきたいと思っております。

一つは、申すまでもなく、公共料金である電気、ガス、水道代が上がっていると。そして、原油高が原因となりまして乳製品、大豆製品、小麦粉、それに、ちょっと関係のないようですが、最近のテレビニュースによりますと、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、そうしたたぐいまで値上げがされると、こういう状況であります。したがって、諸物価高騰の折、これは果たして許していいのかどうか。もっと辛らつな表現をしますと、悪評の高い後期高齢者の医療費が年金から天引きされると。そうすると、年金生活者のスライド制はまだ導入されていませんが、限られた

— 特に国民年金の5万円台という人方は手元に幾ら残るか、これはチラシを配った中で、後ほど私、述べてまいりたいと思います。

当初、先ほど申し上げましたように、この機会に引き上げと。しかも、その額が極端に大きいと、これはとても許せるものではないということで、早速チラシをつくりました。当初、新聞の折り込みを頼もうとしたんですが、新聞販売店からはこういう返事がありました。政治的なチラシは配ることができないと。それじゃやむを得ないなと。それで、3人で配り始めました。結果的には、この3人で配ったことは大変よかったんです。今では40人を超えるチラシ配りに協力してくれた、あるいは署名活動に協力してくれた方々がありました。これは新聞の折り込みにしますと、これだけの協力者は得られなかっただろうと、こう思うところであります。

今もう一度申し上げますと、時期がどうだったろうと。引き上げ額がどうだったろうかと。その点をどうかひとつ、再度お考えになっていただきたいと。

それから、二つ目ですが、どうも新聞に載ってくる記事の内容からしても、また、先ほどの市長さんの話を聞いておっても、いわゆる給料と報酬の違い、これを明確にしておらないと。給料というのは労使間において協定した結果でありまして、すなわち生活給であります。ところが、議員報酬は全く性格が違います。活動した内容、そして量的な仕事量、それに対する対価であります。出発点はもともと奉仕的なものであります。今、先進欧米諸国では日本のような給料制のような形はとっておりません。

で、チラシを配る中でどんなことを私が耳にしたかということ、少々紹介しておきたいと思いますが、金浦の十字路近い、あそこは農協の建物になりますか、その前でおばあさんが野菜を並べて売っておった。「このチラシを読んでもらってください」と言いましたら、「何だ」とこう言うので、「こうしたように議員報酬

— 間違いのないように、1割下げたわけですが、その以前の話とします
— 約10万円近い報酬の引き上げだとや」と、そしたら、「ほほう」と言いまして、「私がこうして朝から風を避けながら、天気の良い日だけだけれども、野菜並べておっても — 1ヵ月じゃなくて1年間です — 1年間に10万円、私の懐に入るかどうかわからないよ」と。どうかそこを考えておっていただきたい。1年間に10万円の売り上げがあるかないか。

それから、二つ目、象潟から上浜に向かう途中、土手で盛んに薪を拾っておったおばあちゃんがありました。「チラシを読んでもらってください」と。そのとき、「この薪を何に使いますか」と。「若い私の息子夫婦に、また高くなった灯油を使われたと、こう言われたくなくて、古いストーブを小屋から持ち出して、寒さをこらえるためにこの薪をくべるのだ」と。そうして生活を切り詰めて生活しているんです。

三つ目、「おれは今、年金暮らしかだけれども、若い私の息子は左官業をやっていると。去年の秋から今まで仕事が全然ないんだ。その息子の女房は会社に行って、額面は十三万何ぼであったけれども、手にするのは10万円いかないよ。そして、2人の子供を抱えている。10万円に満たない奥さんの給料と、私の国民年金、それを足して私たちは生活しているんだ。息子はそういう状況を見ているものですから、家におられない。天気の良いときは海へ行って、1日、どうしているものかわかりませんけれども、夕方になるとひょっこり帰ってきて、海藻を台所に置く」と。奥さんがせつ

せと働いているとき、ごろっと寝転んでいることはできないという意味なんでしょう。今、その左官業をやっている人が、天気がよくなって仕事があればいいんですが、そんな心配もまだあります。

それから、四つ目になります。これは60代の後半になりましょうか、「私は国民年金だ。先ほど話したように公共料金が上がる。そして、悪評の高い後期医療費も引かれる。そうすると、私の手元には2万円そこそこ、3万円残らないよ」と。最後には興奮してきたのでしょうか、涙声になりまして、何とか頼みますと、私に泣きついたような格好で訴えてきました。

朝から弁当を持っていっても10万円に満たない、そういう会社員。今、正社員と非正規社員
— これは小泉首相のもたらした結果ですが、派遣労働者と称して、働いても働いても生活がよくなる。そこにワーキングプアという新しい言葉まで入ってきました。こうした現状を聞くにつけて、果たして議員 — いいですか、何回も言いますけれども、何回も言いますけれども、今、6万円、7万円台になりますか、4割台のときは10万円近い金になるんですが、そうしたことを考えたならば、どんなに苦しい生活をやっているかということを見ると、さらに要求できるものかどうか、この点を考えておっていただきたいと。

それから、話の観点を変えまして、先ほど冒頭で申しましたように、給料と議員の報酬とは性格が全く違うんだと。給料は、先ほど申しましたように生活給なんだと。しかもこれは勝手に決めたものではなくて、労働者と使用者の間に決められたものと。皆さんの議員報酬というのは、議員同士の賛成多数で、これ決まってしまうんです。

こうしたように、議員報酬、福島県の矢祭町、あそこでは日当制にしました。私の記憶、ちょっと違ってもかもしれませんが、たしか三陸地方にもホウフ町でしたか、あそこでも日当制を導入しました。本当は日当制が正当ではないかと思うんです。仕事量とその内容、その対価として生まれたのが報酬なんです。

それから、第三の観点に移りますが、市長さんが議員報酬の引き上げは妥当と、耳にも私入れております。あとは、読売新聞にもそう書いておりました。何をもちて妥当なのかと。余りにも認識がないと。

それから、広域になったから、議員の活動範囲が広がったと。由利本荘市を見なさい。車を走らせても1時間半もかかりますよ、鳥海町の奥に行くとするば。また、東由利にしても大内にしてもそのぐらいかかりますよ。私たちのところはわずか20分そこそこで着きます。そして、きょうは口にしなかったようですが、活動範囲が広がった、政務調査費もやっていない。これは大いにクエスチョンがあります。ある市では、腰が痛いので腰枕を買った。あるいは、飲み屋のバーへ行って、その領収証を見せたと。これは笑い者でありますよ。ですから、相当慎重に考えないと、政務調査費、これは考えものだということをお考えになっていただきたいと。

それから、第4点になります。先ほどの繰り返しになるかと思いますが、私はよく職人たちと会う場所に行きまして、いろいろ論議することがあります。22万円。「私は、景気のいいときに年収500万円と言われた、そういう収入があったけれども、今は家族を持ちながら150万円がぎりぎりだよ」と。ですから奥さんが稼いでいるわけですが、その奥さんですら10万円に満たないと。それで会社の社長に、300円引き上げてくれないか — 3,000円ではなくて、3万円ではなくてです

よ　－　わずか 300 円上げてくれないかと言うと、「それ以上上げると会社が倒産してしまう」と、
こういう返答であったそうであります。

そうすると、議員報酬、日割り計算するとわかりますが、仮に 22 万円を 30 日　－　この企業、
仕事ありません。10 日分で計算して 3 で割りますと、七万幾らにつきます。三七、二十一、それに
110 万円を超える期末勤勉手当をプラスしてみなさい。その年収が 370 万円か 380 万円になるはず
です。一方、今話したように 150 万円そこそこ。年金生活者はまだ苦しいと。こういう事態をもう
一度考え直していただきたいと。

私がチラシを配ったそのおかげでどんなことが、情報が耳に入ったかということ、先ほど四つの例
を挙げましたが、象潟小学校のプール、恐らくモーターを入れているところではないかと思いき
が、ちょっと風が吹くとバタバタ晩じゅう鳴るので眠れないと。それから、自転車置き場
－　駅前の自転車置き場ですが、電車からおりた方々がぬれたサドルを自分の小さなハンカチで
ふいている姿。こうしたことを改善できないかと言うと　－　これ、あまり具体的に言うと差しさ
わりあるだろうと思いますが、「金がない」と。「すぐ金がない」と言う。

その反論として、差額　－　10 万円近い差額の 24 人分計算しますと、二千何百万円になるはず
ですが、二千何百万円ありますと、そのトタンの修理、屋根をかけたたりする自転車置き場　－
それをもう一つつけ足しますと、象潟小学校、海がしけますと波が川をさかのぼってきますが、そ
のとき石垣をくぐったその水は、屋敷の中に入ってくる。時間がたてば引いてくれるわけですが、
帰りにお土産として土砂まで持っていかれるために、高波が来た後、その土地を埋め戻さなければ
いけない。それも予算がないと言う。

これ、議員の皆さん方、歩けばこうしたような苦情がたくさんあるんです。また、行政当局もそ
うです。そうした弱者に耳を傾けていただきたい。この点お願い申し上げたいと思います。

今度、議長さんのほうに反論いたしたいと思いますが、議長さんの権限として採決の方法はいろ
いろあります。

議長（竹内睦夫君）　国松参考人に申し上げますけれども、議長職権にかかわる部分は本請求と
は直接的にはかかわりありませんので……

条例制定請求代表者（国松東一郎君）　大変関係ありますので、一言、あと名前を出しません。
これだけしゃべらせてください。

記入投票　－　記入採決、それから起立採決。前回はどうかであったかということ、大勢の傍聴者の
中で記入採決をやったわけです。起立採決を記入採決。もう一つは無記名、マル・カケで賛成か反
対かと。こうやられますと、私の知る権利、これが崩されることになります。大多数の市民はこの
実を知りたいんです。その議会が終わった後、私たちの仲間の　－　これも名前は言いません。あ
る場所で議長さんに迫ったそうであります。なぜあのとき起立採決しなかったかと。

結果的には、記名投票したほうが議事録に載りますし、インターネットで全国にだれが賛成し、
反対になったのかわかりますから、できればそうもっていきたいと思いますが、間違っても無記名
投票はしていただきたくない。

で、そのとき、どんな話になったかといいますと、いいですか、「議員を守るために私は記名投

票をさせたのだ」と。これはまことに残念でありました。「市民を守るため」という言葉が出たのであれば「ああ、立派な議長」と、こう言いたいところですが、……

【傍聴席で笑声あり】

条例制定請求代表者（国松東一郎君） 残念ながら、議員を守るために投票方式をとったと。今回、間違ってもどうか — 無記名投票なんかやりますと、署名簿に記載した人方、あるいは非常に関心を持っている市民の方々、あるいはマスコミの方々 — これは即刻全国に流れますから、大きな笑い者になります。

【傍聴席で笑声あり】

条例制定請求代表者（国松東一郎君） このにかほ市が笑い者にならないように、しかも困っている人に目を向けるような、背中を向けることではなくて、目を向けるような議員の方々であってほしいと、この点を強く要望しておきたいと思います。

それから、ほかの議員もこのような言葉を述べておりましたが、「私たちは生活が苦しい」と。そうした後にこんなことも出ているんです。「報酬を引き上げることによって優秀な人材が議員に立候補するだろう」と。

【傍聴席で笑声あり】

条例制定請求代表者（国松東一郎君） こうした笑いが出ておるのは当然であります。私ももっともだと思えます。テレビ取材でそういうことを、取り上げたテレビ、不満であったらやめなさいと。今どき基本給として22万円、会議あってもなくてもくれる会社がありますかと。そして期末になると百十何万円の期末勤勉手当をくれるところありますかと。私たちが25年以上勤務して初めてもらえる年金、議員の特権として12年間でもらえるんです。こうしたものはもう市民に不満として渦巻いているんです。どうか、そうした点も参考に、市民皆さん方が1票を投じたためにこの議席に座ることができたんです。その市民の苦しみをどうかひとつ、苦しいのはみんな同じですが、5万円そこそこの年金で暮らしている、そうしてやりくりして3万円、そんなところで生活している方もいるんですよ。そこを考えたならば、今、減額されたと言いながらも六、七万円のアップ、これはまずいと思いませんか。給料と報酬目的とするところは違うのですから、どうかここをわきまえていただきたいと。

それから、市長さんに前に尋ねたことがあります、人口は着実に減っていきますなど、その点は肯定されておりました。では、人口は減った、市の税収はどうなるのか。明言は避けておりました。ただし、「会社がよくなれば法人税の税収が上がってきますから」と。これで納得しますか。確実なものじゃなくて、上がればです。景気がよくなれば、会社がもうけ、そのとき入ってきますよと。ところが、それに逆行するかのように議員報酬を先に上げてしまうと。そうして、比較してはならない、他の同じような市と見比べて低いのだから上げると。

ここで一つ私、例を挙げましょう。何回も申し上げますが、給料は比較していいのです。報酬は比較できないのです。できないと言うのは、法律的に、そういう意味ではないんです。例えば、Aという家族、年収700万円にしておきましょうか。両親と子供3人。Bという家は、同じ年収700万円、両親に子供3人。Aの家では子供たちに月々5,000円ずつの小遣い銭をあげた。では、こち

らも5,000円あげなければいけないか。家庭の事情、よそから見えないものがあります。例えば、難病を抱えている子供がいるかもしれません。都内の私立大学に入れたために、その子供の資金として送らなければならない家庭もあるかもしれません。ですから、一概に比較しては申し上げられないものであります。

ここにおられる議員の方々は、非常に賢明な方々でありますから、どうか、市民に背中を向けないように、いま一度考え直していただきたいと、この点を強く訴えまして、私の陳述を終わりたいと思います。どうも御清聴ありがとうございました。

【傍聴席で拍手する者あり】

議長（竹内睦夫君） 傍聴人は拍手をやめてください。

国松東一郎さんには御意見を述べていただき、大変ありがとうございました。それでは、国松東一郎さんには御退場をお願いします。

【条例制定請求代表者（国松東一郎君）退場】

議長（竹内睦夫君） 以上で、条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。

これから、議案第62号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第6号)の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては自己の思いや意見を入れないように注意してください。

議案第62号です。質疑の通告がなされておりますので、順次発言を許します。なお、発言は自席で行ってください。

16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 説明の中で法人市民税の均等割の一覧ということで資料2が出されております。したがって、大体これでよいのかと思いますけれども、せっかく通告しておりますので。

いずれ、当初予算の説明では、市民税の法人分439社、3億9,517万2,000円と説明をされています。計上されています。この改正によって、1号から9号まで、そして、これが逆転をして今までの9号が1号になったと。こういうことはわかるわけですが、均等割の関係で出されておりますが、改正された場合、いわゆるこの法人税均等割出ているわけですが、今までと違って、全然税額というか、数字的には変わらないのかどうか、この点について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、今回の均等割の部分の改正については、法人等の公共性の認定基準を明確にすることを目的としております改正でありますので、予算額への影響はございません。

参考までに当初予算を申し上げますと、当初予算は法人税割を含んだ3億5,917万2,000円でございます。内訳としては、法人税が3億631万4,000円、均等割が5,285万8,000円となっております。

なお、配付しました資料2を参照していただければわかるとおり、先ほどの御質問のとおり、法人税の号数が変更になってございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。

16番（竹内賢君） はい。

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 資料もつけてもらいましたので、わかりやすくよかったです。

一つ目の質問は資料にありますのでいいんですが、法人数の区分ごとに資料に出ておりますが、この改正後の号数でいくと6、7、8、9、この辺の法人数が若干移動があります。それで、この移動について把握できる状況になっているのかどうか、これはその時期にもよると思うんですが、年度初めとか、あるいは年度末のぎりぎりになって法人数を把握すると、そして、税の予算を組むと、こういうことになると思うんですが、若干の移動があるわけですが、－というのは、前年度の事務報告書、これを見ての比較ですから、若干ずれはあるかと思いますが、その辺の把握状況も、もしわかりましたらお願いします。

それから、さっきの説明もありましたけれども、均等割を課することができない法人、幾つか例がありました。それで、例えば市内の具体的な例でいきますと、社会福祉法人など、あるいは商工会、あるいは農業共済組合など、こういうところは課税対象にならないということなんですが、その辺の把握といえいいですか、ここはならないんだという区分が明確になってやっていると思うんですが、その辺の調査状況といえいいですか、どのようなものがあるかというのを、幾つかの例で結構ですので、挙げてもらえればと思います。

それから、三つ目ですが、条例では難しい言葉で熱損失防止改修住宅、つまりエネルギーをむだにしないよという工事についてなんですが、これはどういう住宅が該当するかというのが非常に問題になると思うわけです。ですから、この程度では基準に該当しないよということで申請したら却下されると、こういう事態も出てくると思うわけです。ですから、その辺の状況を把握して、住宅改修していればいいんですが、ぎりぎり頑張っただけなのに、ちょっとした条件が整わないために税金の負担が通常と同じということでは困ると思うわけで、この基準がどうなっているかというのをお尋ねします。

四つ目は、改正による該当者のメリット、デメリット、これは該当しないところもあったようですから、これは簡単な答弁で結構です。

以上、お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、 から順次お答えしたいと思います。

の法人税の数について、資料のとおりでございます。

なお、当初予算での均等割の各号数による法人の数の把握については、その時点で申告されております法人の申告書に基づきまして号数区分をして予算措置をしております。最終的には各会社の決算時期に伴う申告によりまして修正を加えていくということになるかと思っております。

二つ目の均等割を課することができない法人等の内容でございますけれども、先ほど農協というふうなことがありましたけれども、農協は課税対象でございます。それで、参考までにということでありますので、社会福祉法人について述べますと、にかほ市には、象潟健成会、あるいは金浦福祉会、にかほ市社会福祉協議会など9団体がございます。また、学校法人として白百合幼稚園、ある

いは仁賀保幼稚園、二つの学校法人がございます。そのほか地方税法で定められている団体はあるわけですが、ここで社会福祉法人ということでありましたので、この程度で御容赦願いたいと思います。

それから、三つ目の省エネ対策の改修についての基準ということでございませうけれども、これについては、言葉で言いますと、高气密高断熱等の工事を実施した場合に該当するもので、建築士等が発行した証明書で判断いたしますが、現段階ではまだ申告がなされておられませんので、その件数等については把握しておりません。

なお、周知については、5月中旬に市のホームページに掲載しておりますし、具体的な基準については、6月1日号の広報で周知したいというふうに考えております。

それから、今回の改正による該当者へのメリットということでございませうけれども、一つとしては、法人市民税について法人の公共性が明確になることにより非課税法人の増加が見込まれるものと予測しております。二つとして、固定資産税については、住宅に対する減額措置対象の拡充と適用期限の延長であります。三つとして、特定中小会社の株式譲渡の特例を廃止したことにかえて、所得税で投資額を寄附金控除したほうが納税者にとっては税負担が少なくなるということになっております。以上のメリットを申し上げましたが、デメリットについては、この改正によってはないものと考えているところでございませう。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） さっき課税対象外の法人の例として農業共済組合を挙げたので、農協直接ではなかったもので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

省エネ住宅の認定者の問題ですが、建築士が建てて、そして自分で証明を発行するというふうに行うのか、あるいは建築した本人は認定はできないで、他の機関とか、あるいは他の建築士等がこれを認定することになるのかと、その認定の方法がわかったら一つと、それからもう一つ、この省エネ住宅をつくる期限ですが、22年3月31日までの間となっておりますが、これは継続されていくというふうには予想されるんですが、その辺、ここで切れるという心配はないのかどうか、その点について2点お尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 私、農協というふうに理解してしまいましたので、その点は確認しております。

次に、省エネ改修での証明書の発行ですが、これは改修を行った方が、依頼しました大工さんとか、あるいは建築士とか、そういうところの発行される証明書で結構ということになります。ただし、それにはその省エネ対策の基準がございませうので、その基準に当然合致するものでなければならぬということになります。

適用期限ですが、現段階では20年の4月1日から22年の3月31日までということの改正でございませうので、それ以降については今ここで継続されるとか、あるいはそこで終わりだとかということについては申し上げることはできませんので御理解願いたいと思います。以上です。

【12番（村上次郎君）「はい」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第 62 号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 62 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 63 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので順次発言を許します。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 数値的にお願いしたいと思いますが、にかほ市をよくする会が集めた署名が 5,976 人、選挙管理委員会が確定した有効署名数が 4,061 人となっていますが、無効となった数が 1,915 人あります。この無効となった理由と数について説明をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、選挙管理委員長。

選挙管理委員長（須藤顯君） お答えいたします。

無効署名の理由と数でございます。最初は、自書でない署名、1,770、選挙人名簿に登録されていない署名、28、生年月日の記載のない署名、55、重複署名、46、判断不能な署名、7、押印されていない署名、3、署名後死亡した署名、6、以上で無効署名が 1,915 となっております。

【16 番（竹内賢君）「いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 意見書、あるいは先ほどの説明でも直接触れてはいなかったんですが、もし検討しているとしたらお尋ねしたいんですが、この条例が今論議されているわけですが、この後、どのような結果になっても当初予算よりは議会費が多いということになるわけです。で、その多い分を予算的にどのように考えていくのかという 1 点お尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 議員報酬額にかかわる予算補正については、4 月 1 日付発令の人事異動に伴う職員給料の組み替え補正とあわせて、9 月定例議会に提案したいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 議案第 63 号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 63 号の質疑を終わります。

次に、議案第 64 号仁賀保統合中学校体育館・武道場建築工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 今の契約状況の関連資料が出されておりますので、一部わかりますけれども、予定価格及び指名競争入札参加企業ということで、これには例えば体育館・武道場の本体工事については 4 社と、それから、電気設備については 9 社と、体育館・武道場の機械設備については 6 社と、こういうふうに出されています。それで、一覧表ですね、この 4 社と 9 社と 6 社についての一覧表について求めたいと思います。

それから、二つ目については、6 億 5,100 万円については、それぞれの金額について一応説明さ

れていますから、この点については省きます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、体育館・武道場建築にかかわる質問に対してお答えいたしますが、資料として配付されておりますが、設備につきましては、参考にここに一緒に掲載したものでございます。

入札参加された会社は5社でございましたが、入札までに1社が辞退されたということで、4社でございます。まだ本契約前でございまして、議会の皆さんからの議決を得た後に本契約ということになりまして、その後に閲覧することにしておりますので、ここに書いてある詳細についての一覧表につきましては、この場では控えさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。 — 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） いずれ、今の次長の話、わからないわけではありませんけれども、せっかくこういうふうに出しているわけですが、これを計算してみますと、本体工事の場合は予定価格が6億6,386万9,850円に対して契約額が6億5,100万円で落札率が98.06%ですから、恐らくほかの参加業者の入札金額というのはそれよりも上回っているだろうと、こういうふうになるわけですが、やっぱりこれはできないですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 先ほどもお答えしましたように、まだ本契約をしておりませんので、契約後の閲覧ということで御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 前の象潟中学校の場合は、たしか説明あったんじゃないかというふうに、これも誤解だとすれば私が引き下がりますけれども、そういうふうに思ったんですけれども、その点についていかがですか。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 象潟中学校の件につきましては、私、ちょっと今、資料を持っていませんので、今の時点では何とも答弁しかねますので、調査しまして、もし象潟中学校が本契約前に閲覧したとすれば、それに合わせた形で出したいと思っております。

【16番（竹内賢君）「いや、閲覧じゃないんですよ」と呼ぶ】

教育次長（小柳伸光君） 公表、資料として後で出したいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 25 分 休 憩

午前 11 時 25 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） わかりました。では、ここで報告したいと思います。

まず、4 社が入札したわけですが、東洋・三共さんのほかに、安藤建設・司工務店の J V さんが 6 億 2,100 万円、それから桜木建設・コマツ建設 — 株木建設・コマツ建設です。そこが 6 億 3,000 万円。それから、第一・斎藤が 6 億 3,225 万 6,000 円ということで、福田組・佐藤建設さんが辞退という、以上でございます。

これは消費税抜きです。

議長（竹内睦夫君） 次に、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 3 点質問します。

今、中国の大変な地震で、日本でも学校の耐震化、これが問題になっております。今回、体育館・武道場の耐震設計について、十分になされていく設計なのかどうか、従来のものでいいというふうにもいかないと思うわけで、その辺で一つ目お尋ねします。

それから、二つ目、今出ている会社は環境共生建物というものにも何か力を注いでいるようです。今回契約の建物は体育館・武道場ですから、そんなに環境や共生というのは生かされないかと思うんですが、今後の校舎の問題もありますので、その技術が今回の場合は生かされるのかどうか、その点について。

三つ目、先ほど話がありましたが、建設期間が短いということで、その件について十分業者が理解・納得して進める状況になっているかどうか。もう既に工事に入るといことで、生徒たちの通学路変更とか自転車置き場が大きく変わるとか、いろいろ動きが出ているわけですから、その点も考えながら、よろしくをお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、体育館・武道場の耐震設計、構造等でございますけれども、耐震につきましては、建設基準法上の等級 2 というものを採用しております。耐震等級は 1 から 3 までございまして、耐震等級 1 というのは、震度 6 強から震度 7 程度の地震力に対して倒壊や崩壊をしないということでございます。先ほどの中国の地震はたしか震度 6 だったと思いますが、その耐震等級 2 は、先ほどの 1 の約 1.25 倍の地震に対抗できると、そういうような耐力度になっておりまして、基準法によりまして、病院、それから学校等につきましては、耐震等級 2 を採用するようになっていることになっておりまして、最強の耐震等級 3 につきましては、一般市民の避難所となる警察とか消防、そういう施設は 3 でやるようにということになっております。

そういうことで、構造でございますけれども、この構造につきましては、昨年の 6 月 20 日に建築基準法が改正されまして、それにのった最新の構造基準になっておりますけれども、体育館が鉄

筋コンクリートの2階建て、一部鉄骨造りでございます。武道場が鉄筋コンクリートづくりの2階建て、一部鉄骨造りとなっております。以上です。

【傍聴席で私語あり】

議長（竹内睦夫君） 傍聴者、発言を控えてください。

教育次長（小柳伸光君） すみません、それから、環境共生建物等ということでございます。

今回発注した特定企業体の代表でありました東洋建設さんでございますけれども、いろいろ会社を調査いたしたわけなんですけれども、技術力とか総合評定値、それから過去の官公庁舎のそういう経験の実績があるかというようなことを主に調査したわけでございますが、この環境共生につきましては、当初そこまでは考えが及ばなかったわけでございますけれども、その後ホームページを開きながら会社をいろいろ見ました。この東洋建設さんだけでなく、大手の建設業さんは環境共生ということでいろいろ力を入れているようでございます。東洋建設さんの会社の活動内容というところにも、よりよい環境の創造と保護というようなことをうたっております、村上議員が言われるような形のいろいろなことを念頭に工事に取り組んでいるようでございますが、今回の受注に関しましては、設計に基づく施工となっておりますので、本計画に含まれておりますけれども、太陽光採光システムとか、節電、それから外気とか自然換気、断熱等、そういう製品の資材等の選定及び施工技術に関しては、この会社の技術力が十分に生かされるのではないかと考えています。

それから、建設期間でございます。先ほどの市長の補足説明でも申し上げましたとおりに、期間が非常に短いということは承知しております。それでこの事業は国の繰り越し事業で実施するために20年度単年度で完成しなければなりませんので、このため工事期間の短縮を図るということで大手の建設会社と地元建設会社によるJVということで発注したわけでございますが、発注することになるわけでございますが、両者の機動力とか技術力により、工期を短縮できるものではないかなというふうに考えております。

また、施工条件は違いますけれども、象潟の象潟中学校体育館につきましても、単年度で完成しておりますので、このことから工期については大丈夫ではないかと考えております。いずれにしても学校とのいろいろな連絡もしながらでございますけれども、工事の発注に関しましては、工程管理等の打ち合わせを十分に行いながら工事を進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。

12番（村上次郎君） はい。

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 2点通告しておりますけれども、1点の業者指名の関係、これにつきましては、同僚議員の質問、当局の答弁で承知いたしましたので割愛をいたします。

1点だけお伺いいたします。国庫補助率の問題でございます。手持ち資料によりますと、屋体の関係は2分の1の補助、それから武道場は3分の1補助というふうになっておりました。参考までに象潟中学校を見てみましたら、屋体、武道場、それぞれが3分の1補助と、こうなっているようでございます。その違いといいますか、理由について最初にお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、お答えいたします。

象潟中学校の話がございました。象潟の中学校は補助金事業が違っておまして、安全・安心な学校づくり交付金事業として事業をやったものでございます。今回の仁賀保統合中学校につきましては、国庫負担金事業として実施されるものです。それが体育館がこの事業によって行いまして、これが補助率が2分の1というような有利なものになっておりますが、武道場につきましては、先ほどの象潟の安全・安心な学校づくり交付金というような事業で行うために、3分の1の補助率となるものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） もう一点お伺いいたします。

承知しましたが、私の手元資料によりますと、この後予想される仁賀保中学校の調理場建設、これも武道場と同じような安全・安心な学校づくり交付金、この事業なようでございますが、これについては補助率が2分の1という記載があるんですが、この点につきましても、もしおわかりでしたらお答えをいただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 池田議員がおっしゃいましたように、給食調理場につきましては、安全・安心な学校づくりの中のメニューの中で補助率が2分の1と決まっているものでございます。以上でございます。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 順番狂いましたけれども、それはよしとして。

最初の入札参加者の公募結果については補足説明で了解いたしました。

次に、2番目の業者決定の条件であります。これは当初予算の段階でもいろいろお話ありましたが、工期が短いということでいろいろ説明ありましたが、議案にその工期がなかったものですから、お聞きしたいと思いましたが、きょう配られた資料にありましたので、これも了解であります。

で、一つ、業者決定の条件の中で、入札参加者一覧の表がありますので、この共同企業体の出資比率、おわかりでしたらお知らせいただきたいと思っております。

3番目、本工事にあつて共同企業体で地元業者も入り込んでいるわけですが、契約行為における下請承認関係のことです。近年、非常に職人さん方が仕事が減ったというようなお話、よく聞かれますが、この本工事に当たつての地元業者育成という面ではどのようなお考えがあつたのかというふうに、この点について質問をさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） まず共同企業体の出資比率ですが、参加者の公募につきましても要項の中で出資比率は30%以上とすることとしてうたつております。中で、そういう要項でうたつておりましたけれども、今回の入札で決定された東洋・三共のJVさんは60%、40%というふうになっております。

それから、地元企業の育成ということで、そういうことも考えまして、本体と、それから設備等を分離した形の入札にしたということもその1点でございますけれども、象潟中学校でもありましたように、小規模な事業主さんでもできるだけこういう工事にかかわりが持てるように、契約後はその会社のほうに働きかけていきたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 入札された段階での他の3社、これの出資比率はわかりますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 1社だけが30%というものがございました。あとは皆、60%、40%ですが、先ほどの30%は安藤建設・司工務店JVでございました。以上です。

【21番（本藤敏夫君）「いや、全体。4社」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） ほかは皆40%で、30%というのが先ほど言いました安藤建設・司工務店のJVさんでした。

【21番（本藤敏夫君）「はい、了解」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第64号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第64号の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第62号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第62号の討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第62号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）は承認することに決定しました。

次に、議案第63号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 議案第63号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の討論をします。

この議案は、にかほ市をよくする会が条例改正の直接請求により提案されたものです。直接請求を求める、よくする会の署名運動は、多くの市民の関心を呼び、一人一人の署名の陰には、先ほど話がありましたように、市民の理解を得られない大幅な引き上げに対する怒りの声、また、市の財政を心配する声、そしてまた、生活の困難さを訴える切々たる声などなど、一筆一筆の署名にドラマがあったようです。運動の先頭に立って、多くの力を割かれた関係者の皆さんと、署名に応じた多くの市民の皆さん、そして、署名はできなかつたけれども、同じ思いでいる市民の方々の意思をしっかりと受けとめなければならない、こういうふうに思います。

また、今回の住民運動を通じて、私は大きく二つの意義があったのではないかと、このように思っております。一つは、議員や議会、市の行財政のあり方についての関心が高まり、認識が広がり、そして、それが深まったということです。もう一つは、市民の現実の暮らし、生活をよりしっかりと見詰める機会になったと言えるのではないかと、このように思います。

一つ目の議員等のあり方についてですが、今回の運動を通して、市民が議会議員の報酬の額の問題にとどまらず、議会のあり方や議員活動はどうあればいいか、市の財政、予算や行政の現実とあるべき姿はどうか、市民は市の政治にどうかかわっていけばいいのかなどなどについても関心を高め、市の進むべき道についても市民の認識を深める機会をつくったのではないかと、このように思います。

二つ目の市民の暮らし、生活を見詰める面ということについてですが、市民の生活は、先ほど述べられましたように、小泉自民党・公明党政府以来の国民いじめで、暮らしが壊されてきています。税金や医療費、国保税、介護保険料などの負担がふえ、非正規の雇用の問題など、格差社会が大きな社会問題となっています。例を挙げれば、ここ二、三年で税金の負担がずっしりと重くされました。昨年の6月議会でも明らかになったのですが、一つには、公的年金等控除の縮小、二つに、非課税措置の廃止、三つに老年者控除の廃止、四つに定率減税廃止などがあります。収入がふえていないのに増税となり、にかほ市民約1万3,400人に約5,800万円の負担増とされていたのです。そして、これが国保税や介護保険料の負担増につながりました。政府は毎年、社会保障費を2,200億円削減しています。一方では、大企業には定率減税はそのまま続けるなど優遇し、アメリカ軍への思いやり予算は今年度で2,083億円です。これは毎年削っている社会保障費2,200億円に匹敵するものです。思いやる相手が違っているのではないのでしょうか。さらに5兆円に及ぶ軍事費もあります。漁民の命を奪ったイージス艦は1隻1,400億円もするので。

このような政治のあり方が市民に大きく影響しています。納めたくとも納めることができないで、にかほ市全体で国保税の滞納が昨年度で2億1,000万円もあるわけです。それに加えて、「うば捨て山」と言われる後期高齢者医療制度の問題が、今、大きな問題となっています。さらに、灯油・ガソリンの値上げ、諸物価の高騰が急激に市民生活に襲いかかってきております。このような生活実態と、こんな生活でいいのかという市民の思いとダブリながら、今回の署名運動が進められたことになると思います。

今回の市民運動には、市民が市政を動かすということにとどまらず、今後の市政に市民が関心を持ち、参加していくという道筋をつけ、その可能性を広げたという意味での功績もあるのではない

かと私は考えています。

さて、この条例が決定すれば当然ですが、仮に決まらないにしても、先ほど質問しましたが、議会費は当初予算のままではなく、減らすことができます。先ほどの答弁では、9月議会に予算を出すと、多分補正をするということでしょうが、この減ることになっている議会費の予算はそのまま一般予算にまがしてしまうのではなく、もっと積極的に市民のためにその一部でも生かすべきではないか、このように思います。例えば、長寿祝い金は前年度から半分に減らされました。これを元に戻す。その予算は約700万円ほど上乘せすれば実現できます。小学校や中学校に入学するときの助成、修学旅行の補助金増額など、高齢者や児童生徒を持つ保護者負担の軽減などに幾らかでも生かせるものがあると思います。

今回の議員報酬をめぐるっては、議員の活動が見えない、こういう声も多くありました。議員個々はそれぞれの特性を生かして活動していると思いますが、市民に活動がこれまでよりもっとわかるように、例えば議員の活動日誌をホームページに載せるとか、「広報にかほ」に時々、別刷りの議員活動報告などをはさんで届けるなど、今後、多面的に検討していくことも必要だと思います。

条例改正では、議員報酬を元に戻すように提案されています。議員報酬を元に戻し、そして、しかるべき必要な時期、市民が判断した時期に、改めて市民の皆さんとともに時間をかけて検討・論議をして、納得のいくようにすべきだと思います、本議案には賛成ということで討論を締めます。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。16番竹内賢議員。

なお、議員の皆さんに申し上げますが、間もなくお昼時間に近づいておりますが、このまま会議を続行します。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成する立場で討論に参加をしたいと思います。村上議員もる現実的な面からの話をされていまして、私は別の面から話したいと思います。

にかほ市が合併してから2年半になりました。この間、市民の皆さんが合併してよかったというような実感できることはあったのかどうか。これがやっぱり根底にあると思います。さらに、国の政治が自民党と公明党による政権与党の庶民いじめの所得税、介護保険税、住民税の増税政策、あるいは、後期高齢者医療制度など、大企業優遇、庶民の心や実態からかけ離れた政治が強行されて、格差が広がったという社会の現実があります。その中で行われた合併でした。

合併によるいろいろな制度の調整統一による国民健康保険税やガス水道料金の改定により引き上げになった地域もあり、町村合併に期待を抱かせた説明とは違った現実、市民の皆さんは、「何だ」と考えたのではないのでしょうか。そこに議員の報酬の引き上げ問題、市民は、議会や市当局の思いや考えとは大きな隔たりがあると考えているのではないのでしょうか。

また、市民の皆さんが議員と議会をどう見ているのか、4,061名の署名数にあらわされていると思います。このように、市民と議会、市当局、報酬等審議会の考え方に大きな差があり、このよう

な中で、議員の報酬を引き上げることは建設的な方向を見出すことにはつながらないと思います。

今は、にかほ市としてのまちづくりの土台をつくる大切な時期だと考えます。市民の暮らしや将来を第一に考えての政策を実行していくことが優先されることではないでしょうか。議員・議会は、そこに焦点を合わせた活動や提案を行うことが肝要だと考えます。

市民の皆さんがこの問題に立ち上がった貴重な行動を考えてみますと、一方、ガス水道料金が引き上げられたことに対する市当局の象潟地区での説明会がありました。参加した市民は残念ながら7人でした。あるいは、最近、継続して行われている市政説明会に参加した市民も、今のこのような状況の中でさえも極めて少ない人数でした。この落差に私自身は戸惑っております。

しかしながら、将来的な視点で考えた場合、求められる議員活動、議会活動と報酬のあり方について、私はやっぱり開かれた議論をしていく場が必要だと痛感しております。

ある新聞に、「今の議員は仕事を持っている、年金生活者なので、奉仕の精神やボランティアで議員活動を行うべきだ」という談話がありました。私はこの意見にはすぐには賛成することはできません。若い人や勤労者が市政に関心を持ち、志を持って議員として活動できる場をどうやって得ていくのか、よい方法をやっぱり考えていくことが大切なことだと思います。どうぞ皆さん、私は今回の条例改正には賛成をしますけれども、今後のことについてはもう少しやっぱりみんなと、感情的なことではなくて、議論をしていくと、そういうことを提案して、賛成の立場の討論にしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第63号の討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。この採決は記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

【傍聴席で私語多数あり】

議長（竹内睦夫君） 報道陣に申し上げますが、フラッシュはたかないようにしてください。許可しておりませんので。

【傍聴席で私語多数あり】

議長（竹内睦夫君） 発言を控えて、静粛にしてください。

ただいまの出席議員は23人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、4番池田好隆議員、5番宮崎信一議員、6番佐藤文昭議員を指名します。

念のため申し上げます。原案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載し、自己の氏名もあわせ

て記載願います。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（竹内睦夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（竹内睦夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。4番池田好隆議員、5番宮崎信一議員、6番佐藤文昭議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人池田好隆君、宮崎信一君、佐藤文昭君立ち会いの上、開票】

議長（竹内睦夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 23 票、有効投票 23 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、原案に賛成とする者 11 票、反対とする者 12 票。以上のとおり反対が多数です。したがって、議案第 63 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については否決されました。

賛成者氏名 11名

2番	佐々木	正勝	3番	市川	雄次
4番	池田	好隆	10番	加藤	照美
12番	村上	次郎	13番	菊地	衛
14番	佐々木	清勝	15番	榊原	均
16番	竹内	賢	20番	池田	甚一
21番	本藤	敏夫			

反対者氏名 12名

1番	飯尾	善紀	5番	宮崎	信一
----	----	----	----	----	----

6 番 佐 藤 文 昭
8 番 小 川 正 文
11 番 佐々木 弘 志
18 番 斎 藤 修 市
22 番 佐々木 正 己

7 番 佐々木 正 明
9 番 伊 藤 知
17 番 佐 藤 元
19 番 佐々木 平 嗣
23 番 山 田 明

【傍聴席で私語多数あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 64 号仁賀保統合中学校体育館・武道場建築工事請負契約の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 64 号の討論を終わります。傍聴人、静粛にしてください。

【傍聴席で私語多数あり】

議長（竹内睦夫君） 傍聴人、静粛にしてください。議事の途中です。

これから議案第 64 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 64 号仁賀保統合中学校体育館・武道場建築工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。平成 20 年第 4 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後 12 時 10 分 閉 会